

県外にて定期予防接種を受ける方へ

里帰りや施設入所等の特別な理由により、滋賀県外の医療機関等で定期予防接種を希望される場合、事前に申請をしていただくことで、接種に要した費用の一部助成が受けられます。

【申請ができる方】

定期予防接種の対象年齢の方で、接種日及び助成金の申請日の両日ともに本市に住民登録がある方

※なお、下記の方は助成金交付の対象外となります。

- ・定期の予防接種に定める方法（対象年齢や接種間隔）に該当しない方
- ・県外予防接種実施依頼書交付申請書（様式第1号）を提出していない方

【申請対象の予防接種】

定期接種（A 類疾病）

ロタウイルス感染症 B型肝炎 Hib 感染症 不活化ポリオ
小児の肺炎球菌感染症 シフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ
BCG 麻しん風しん混合 水痘 日本脳炎
ヒトパピローマウイルス感染症

定期接種（B 類疾病）

季節性インフルエンザ（高齢者） 高齢者の肺炎球菌感染症

【助成金額】

予防接種に要した費用、または本市が設定した金額のどちらか低い額となります。

【お問い合わせ及び送付先】

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地
甲賀市役所すこやか支援課 予防接種担当
TEL 0748-69-2169

—申請前に必ず必要な確認事項—

- ・選択した医療機関は、希望する予防接種を実施しているか
- ・依頼書の宛名は、「接種する医療機関長」か「市区長村の長」かどちらか
- ・接種費用の自己負担の有無（市が設定した金額は担当課にご確認ください）

【申請から交付までの流れ】

(1) 接種医療機関の決定

県外にて接種可能な医療機関を探します。

(2) 甲賀市に県外接種の申請

予防接種を受ける前に甲賀市役所すこやか支援課に「県外予防接種実施依頼書交付申請書（様式第1号）」を提出します。

（※郵送可）

「県外予防接種実施依頼書交付申請書（様式第1号）」を提出していないと助成金の申請ができませんので必ず申請をしてください。

※申請書の受理後、県外予防接種実施依頼書の発行事務を行います。発行まで10日間程要します。

(3) 県外の滞在先での接種

①甲賀市が発行した「県外予防接種実施依頼書（様式第2号）」と予診票を医療機関に提出し、予防接種を受けます（お子さんの場合は、母子健康手帳をご持参ください）。

②接種終了後、医療機関に接種料金を支払い、領収書と予診票（写し可）を受け取ってください。

※依頼書の有効期間は、おおむね6か月です。

(4) 助成金の申請・交付

接種してから1年以内に関係書類を揃えてすこやか支援課に請求します。

- ・県外予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第3号）
- ・接種に係る費用の領収書（原本）
- ・接種記録が確認できる書類（接種済みの予診票（写し可）か母子健康手帳の接種記録の写し）
- ・振込希望先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し

(5) 交付

書類の審査の上、希望された口座に振り込みます。